

令和2年度第4回立川市個人情報保護審議会議事録要旨

1 日時 令和3年1月27日(水) 午後1時30分～午後3時40分

2 場所 立川市役所2階 208・209会議室

3 次第

(1) 届出関係諮問事項

① 立川市学習等供用施設の指定管理者と基本協定書を締結することについて

【教育部生涯学習推進センター】

② 立川市斎場の指定管理者と基本協定書を締結することについて

【福祉保健部福祉総務課】

③ 立川市Web会議の利用に関するガイドラインの策定について

【総合政策部情報推進課】

④ 財務会計システムの改修について

【会計課】

⑤ 障害者福祉システムの改修について

【福祉保健部障害福祉課】

⑥ 個人番号カード交付管理システム(仮称)の運用開始について

【市民生活部市民課】

⑦ 公営住宅管理システムの改修について

【市民生活部住宅課】

⑧ 選挙投票管理システムの更新について

【選挙管理委員会】

⑨ 立川市排水設備台帳システムの更新について

【環境下水道部下水道管理課】

⑩ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会コミュニティライブサイト in 立川市の実施に係る関連業務の外部委託について

【産業文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック準備室】

⑪ 立川市公認東京2020観戦旅行(仮称)の実施に係る関連業務の外部委託について

【産業文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック準備室】

⑫ 若葉町まちづくりに関するアンケート（仮称）の実施について

【総合政策部行政経営課】

⑬ 行政評価制度事務（市政に関するアンケート（仮称））の実施について

【総合政策部行政経営課】

(2) その他

4 出席者

(1) 委員

飯田会長、齊藤副会長、神宮委員、梶委員及び入谷委員

(2) 職員

[諮問実施機関]

諮問事項①：生涯学習推進センター長、管理係長及び同係主任

諮問事項②：福祉総務課長

諮問事項③：情報推進課長及び同課主査

諮問事項④：情報推進課長、会計課会計係長及び同係主事

諮問事項⑤：障害福祉課長及び業務係長

諮問事項⑥：市民課長及び窓口係長

諮問事項⑦：住宅課長及び住宅管理係長

諮問事項⑧：選挙管理委員会事務局長及び同事務局主任

諮問事項⑨：下水道管理課長、維持係長及び排水設備係長

諮問事項⑩：オリンピック・パラリンピック準備室長、準備係長及び同係主任

諮問事項⑪：同上

諮問事項⑫：行政経営課長及び資産活用係長

諮問事項⑬：行政経営課長及び官民連携推進係長

[事務局]

文書法政課長、情報公開係長及び同係主任

5 議 事

(1) 届出関係諮問事項（諮問実施機関からの説明は、資料に基づくものである）

諮問事項①：（教育部生涯学習推進センター）

【諮問の概要】

立川市滝ノ上会館など全 11 館の学習等供用施設の管理運営業務について、令和

3年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、全11館の管理運営委員会が継続して指定管理者となり基本協定書を締結するもの

【審議内容】

《指定管理者の継続について》

○全11館の指定管理者が継続となり、個人情報の取り扱いに関する事故等はなかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項②：(福祉保健部福祉総務課)

【諮問の概要】

立川市斎場の管理運営業務について、令和3年3月31日に指定管理期間が終了することに伴い、公益社団法人が継続して指定管理者となり基本協定書を締結するもの

【審議内容】

《電子データの保存年限について》

○電子データに関しても文書と同様に5年間保存としている。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項③：(総合政策部情報推進課)

【諮問の概要】

新型コロナウイルス感染症対策における対面会議、研修等の自粛に対応するため、立川市Web会議の利用に関するガイドラインを策定し、令和3年2月から運用を開始するもの

【審議内容】

《会議ツールの運営会社について》

○無料で使用できる会議ツールもあるが時間制限などがある。東京都から配布された会議ツールはセキュリティ面でも安心できるので、この運営会社と契約を結びたい。招待される場合は、相手方の会議ツールに対応できるようにしている。

《利用の規制について》

○これからコロナ禍で利用が進むことを考えると、厳しく規制しておいた方がよい。自宅から参加する場合はバーチャルバックにするとか、スクリーンシ

ョットや録画・録音の禁止などを細かく規制しておいた方が良い。

○機器の取扱い規定のなかに、ご指摘があった内容を盛り込んでいきたい。

《個人情報扱う会議について》

○個人情報を扱う会議はWeb会議になじまない。開催する場合は個別に実施基準を定めて、当審議会に諮問し意見を聴くこととしたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、今後の運用のことを考慮し、取り扱い規定等により詳細な項目を記載して使用者へ注意を促すこと。

諮問事項④：(会計課)

【諮問の概要】

財務会計システムのリース契約が令和4年3月31日で満了となり、機器の更新に併せて債権者から提出された扶養控除等申告書に記載されている本人や扶養親族の状態をシステムに登録し、源泉徴収票を出力する際にその情報が出力されるようにするためのシステム改修を行うもの

【審議内容】

《システム改修について》

○現在のシステムでは本人や扶養親族の状態を表記できないので、手作業で処理している。改修後はシステムで表記できるようになる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑤：(福祉保健部障害福祉課)

【諮問の概要】

平成30年度税制改正に伴い、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の支給を制限する場合の所得の額の計算方法について、給与所得又は公的年金等に係る所得を有する受給資格者の総所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除するものとされたこと。また、令和2年度税制改正では「ひとり親控除」の創設と「特別寡婦」の廃止などの寡婦控除の見直しがなされたことにより、令和3年4月以降に障害者福祉システムを改修するもの

【審議内容】

委員からは意見や質問等は特になかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑥：(市民生活部市民課)

【諮問の概要】

マイナンバーカード交付円滑化計画の改訂について（令和2年10月27日付け総務省自治行政局長通知）に基づき、マイナンバーカードの普及促進策の実施や交付体制を整備することとなり、マイナンバーカード（個人番号カード）の交付に関する事務において、市民の利便性向上、事務の効率化・迅速化を図るため、令和3年4月から個人番号カード交付管理システム（仮称）の運用を開始するもの

【審議内容】

《システム導入前と導入後について》

○現在はカード発行一覧表の情報を紙で処理しているが、導入後はシステムに登録できるようになる。また、導入後は市民もシステムで交付予約（ネット予約）ができるようになる。

《ネット予約ができない場合について》

○ネット予約ができない場合は、市役所に電話をかけていただければ、職員が代わりにネット予約の入力作業を行うようにする。

《システム導入の趣旨について》

○窓口での密を避けて市民の利便性向上、事務の効率化・迅速化を図るためである。

《個人番号カードの取得率、受取りについて》

○現在、立川市の場合だと27%の取得率で、5万人を超えた人数である。

○原則は本人受取りとなるが、寝たきり状態などの場合は代理人の受取りが認められる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑦：(市民生活部住宅課)

【諮問の概要】

平成30年度税制改正を踏まえて公営住宅法施行令が改正され、また、令和2年度税制改正では「ひとり親控除」の創設と「特別寡婦」の廃止などの寡婦控除の見直しがなされたことにより、市営住宅及び市営高齢者集合住宅の入居者

を管理する公営住宅管理システムにおいて、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者への控除額の追加、特定扶養控除の被扶養者判定条件の変更、特別寡婦控除の名称をひとり親控除に変更する等の機能を追加するシステム改修を行い、令和3年7月から運用を開始するもの

【審議内容】

《勤務先の変更について》

○勤務先の変更については、毎年収入申告書を出していただき家賃を決定しているもので、その時に分かる。

《国籍について》

○外国人については、永住許可がないと公営住宅に入居できない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑧：(選挙管理委員会)

【諮問の概要】

選挙投票管理システムのリース契約が令和3年5月末で満了となり、機器の更新に併せて基本ソフトをWindows8からWindows10へ切り替えるもの

【審議内容】

委員からは意見や質問等は特になかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑨：(環境下水道部下水道管理課)

【諮問の概要】

排水設備台帳システムのリース契約が令和3年7月末で満了となり、機器の更新に併せてソフトウェアをWindowsServer2012からWindowsServer2019へ切り替えるもの

【審議内容】

《基本協定書について》

○基本協定書の内容については、当初（平成18年）から変更はない。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑩：(産業文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック準備室)

【諮問の概要】

競技会場に足を運べない市民にも東京2020オリンピック・パラリンピック

競技大会を体感できる場を提供するため、コミュニティライブサイトの実施に係る関連業務を外部委託するが、ライブサイトに係る新型コロナウイルス感染症対策の指針において、事前申込制や連絡先の把握が求められており、応募者等の個人情報を収集するもの

【審議内容】

《アンケートについて》

○事前申込者と同じ情報を取得する必要があるため、当日来場者のアンケートは記名式となる。事前申込者は記名する必要はない。

《生年月日を取得する理由について》

○新型コロナウイルス感染症の感染者が出た場合、保健所から濃厚接触者のリストの提出を求められる場合があるため、生年月日などの個人情報を取得する必要がある。

《事前申込制にした理由について》

○コミュニティライブサイトは、もともと出入り自由の催し物であったが、東京 2020 組織委員会の新型コロナウイルス感染症対策の指針に基づき事前申込制となった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑩：(産業文化スポーツ部オリンピック・パラリンピック準備室)

【諮問の概要】

東京 2020 組織委員会より配券予定のチケットに関し、立川市民に対して有償譲渡を行うこととなり、募集、抽選及びチケット引き渡し・現金決済業務等の実施に係る関連業務を外部委託するもの

【審議内容】

《マイナンバーについて》

○運転免許証などと同様に身分証明書として提示していただくことがある。

《事業の名称について》

○事業の名称は変更できる。立川市にゆかりのある選手のプレーを観戦するという事業名にしたいと考えている。

《観戦チケットについて》

○いくつかの競技で調整中である。姉妹都市である大町市出身の選手を大町市

民と一緒に観戦できるように調整している。

《5年間の保存年限について》

○オリンピック・パラリンピック関連事業の文書の保存年限については、一括して5年間の保存年限としている。

○チケット配布などの個人情報 は早めに廃棄したほうが良いのではないかと？

○（事務局）東京都の文書保存年限との関係で制約がある場合は難しいが、それ以外は必要最小限の個人情報を保存するという事で、保存年限については検討してみたい。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。ただし、取り扱う個人情報は必要最小限とする観点から、保存年限について一律5年間という考えにとどまらず、関係諸機関と調整のうえ保管及び管理に努めること。

諮問事項⑫：（総合政策部行政経営課）

【諮問の概要】

令和4年度を目途に公共施設再編に加え学校跡地や清掃工場跡地の活用の方
向性等を定めた「若葉町まちづくり方針」を策定するにあたり、18歳以上90
歳未満の市民から第九中学校圏域の1,250名を対象にしてアンケートを実施す
るために、住民基本台帳から無作為抽出した情報を目的外利用するもの

【審議内容】

委員からは意見や質問等は特になかった。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

諮問事項⑬：（総合政策部行政経営課）

【諮問の概要】

令和2年度を初年度とする後期基本計画に基づき実施する施策・事務事業の
評価として、同計画で掲げる成果指標の進捗確認を行うため、これまで実施し
てきた「市民満足度調査」の質問項目を一部見直し、市政に関する市民の意向
や活動状況、ニーズに関するアンケートを実施するにあたり、18歳以上90歳
未満の市民3,500名を無作為抽出するために、住民基本台帳情報を目的外利用
するもの

【審議内容】

《アンケートについて》

○無記名のアンケートとなる。

【審議結果】 諮問どおり進めて差し支えない。

(2) その他

・ 第5回開催日程について

日 時 令和3年3月24日（水）午後1時30分～

場 所 立川市役所 208・209 会議室

内 容 諮問事項審議他